

<医師記入用>

登園許可書		
広幡こども園 園長 様		
組	園児氏名	
病名 「 _____ 」		
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。		
年 月 日		
医療機関		
医師名		印またはサイン

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎすべての子どもが快適に生活できるように、下記感染症の感染時においては、本許可証の提出をお願いいたします。

感染力のある期間を考慮するとともに、子どもの健康状態が回復し、集団でのこども園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

記

* 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の基準
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現から4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。(乳幼児にあつては、3日を経過するまで)
水痘(みずぼうそう)	発疹出現の1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 0-157 0-26 0-111等		医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認めるまで

事務室カウンターに置いてあります * HPからもプリントアウト可能です。